

物 品 売 払 仕 様 書

本仕様書は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が売払う次の物品について適用する。本売払契約に関して、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、大阪市契約規則、その他の関係法令を遵守すること。

1 売払物品

消防艇「まいしま」 1 隻ほか付属品一式

品名	数量	備考
消防艇「まいしま」	1	左舷主機不動（修理不能）
搭載艇	1	エンジン始動不可
搭載ボート	2	エンジン始動不可
救助艇	1	
オイルフェンス	1	巻取機含む

各売払物品の詳細は、【別添】売払物品一覧のとおり

2 物品保管場所

大阪市消防局水上消防署 棧橋

住所：大阪市港区築港 3－1－47

3 物品の下見

入札希望者は当該物品の下見を必ず行い、持参した「物品買受申込書」に担当の確認印を受けること。確認印のない入札は無効とする。

日時：令和 8 年 8 月 3 日（月）午前10時から正午

場所：「2 物品保管場所」に同じ

4 物品引取り期限

令和 8 年 11 月 30 日（月）

5 物品の引取り

- （1） 船名、大阪市消防局の文字、大阪市章、消防章は物品の引取り時においては、被覆等を施して、認識できない状態で引き取ること。また、引取り後は除去、及び再使用できないように措置し、その状況が確認できる写真等を提出すること。
- （2） 民法、船舶法、船舶安全法に伴う所有権移転登記、変更登録（所有者及び船名）、

船舶検査証書、船舶国籍証書、船舶検査手帳等の書き換え手続きを行うこと。なお、代理人等により書き換え手続きを行う場合は、当局担当まで委任状を提出すること。

- (3) 引渡しは、代金の完納及び所有権移転登記、変更登録（所有者及び 船名）、船舶検査証書、船舶国籍証書、船舶検査手帳等の書き換え手続き完了をもって引き渡すものとし、引取り後は、本市所定様式による「物品受領書」を速やかに提出すること。なお、上記書き換え手続きに必要な書類については、代金の完納後交付する。
- (4) 運搬、整備、手続き等物品引取りに要する費用は、全て受注者の負担とし、物品の維持管理は、受注者の負担において行い、滅失、き損等の損害について本市は一切の責任を負わない。
- (5) 引取り日時については、本市執務時間内において本市職員立ち会いのもと実施するため、別途調整する。
- (6) 引取りの際、本市所管地内での解体、改造、修理等の作業は行わないこと。なお、受注者において積載品の固定を確認し、必要に応じて確実な固定を実施し、引取ること。
- (7) 引取りに際しては、安全に十分留意し、必要な海技免状等を有する船員を確保して引取ること。また、えい航船等で引取する場合も必ず安全措置を施すこと。引取りの際、本市又は第三者へ損害を及ぼした場合は、受注者においてその損害を賠償すること。

6 注意事項

- (1) 本契約に関しては、大阪市契約規則その他関係法令を守り、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札すること。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、応札前に当局担当者に質問し、その指示または承認を受けること。なお、契約後における仕様書上の疑義については、当局の解釈によるものとする。
- (3) 入札希望者は必ず現地で現物を熟覧のうえ応札すること。
- (4) 売払物品は傷や故障などがあるため、下見時によく確認すること。落札決定後の売払物品についての苦情などは一切認めない。
- (5) 本契約締結後の物品について災害・盗難等による事故が発生しても、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 作業の安全に十分注意し、第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任で解決すること。
- (7) 受注者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、本市契約規則第 40 条を適用し、契約保証金は本市に帰属するものとする。

(8) 売払物品を不法投棄又は不法焼却しないこと。

(9) 国外へ転売する場合は、販売先の属する国の法律等を遵守すること。

7 当局担当

売払物品に関する照会 警防部警防課（機械器具） 06－4393－6491

契約に関する照会 総務部総務課（調達） 06－4393－6050

船舶諸元

1 消防艇「まいしま」 ※左舷主機不動（修理不能）



船名	まいしま
船舶番号	136793
製造価格	¥1,274,570,000
船籍港	大阪府大阪市
船型	V型単胴船
船質	耐候性高張力鋼(上構：アルミ合金)
用途	多機能型消防艇
航行区域	平水区域
総トン数	158 トン
全長	37.8m
主要寸法	全幅 7.3m 深さ 3.5m 喫水 2.0m
主機関形式・台数	新潟鐵工所製 12V-16FX×2
主機関出力	1,470kW/1,950rpm
推進装置形式・台数	五翼固定ピッチプロペラ×2
補機関形式・台数	ヤンマー 6HAL2-HTN(発電用)×2
補機関出力	265kW/1,800rpm
発電気容量・台数	125kVA×2
竣工年月	平成 12 年 3 月
造船所	金川造船(株)
船舶検査証書有効期限	令和 11 年 11 月 29 日
燃料の種類	軽油

【別添】売払物品一覧

項目 年度	船舶検査 (入渠整備は毎年)	主機関		補機関		プロペラ軸抜出し		舵軸抜出し	
		右	左	右	左	右	左	右	左
H12 年度									
H13 年度									
H14 年度	中間	△	△	△	△				
H15 年度									
H16 年度									
H17 年度	定期		◎	◎	◎				
H18 年度		◎							
H19 年度									
H20 年度	中間		△	△	△				
H21 年度		△							
H22 年度				◎	◎				
H23 年度	定期		◎						
H24 年度		◎							
H25 年度				△	△				
H26 年度	中間		△					○	○
H27 年度		△							
H28 年度				◎	◎				
H29 年度	定期		◎						
H30 年度		◎							
R 1 年度				△	△	○	○		
R 2 年度	中間		△					○	○
R 3 年度		△							
R 4 年度				△	△				
R 5 年度	定期		△						
R 6 年度									

◎：総分解（オーバーホール） ○：部分分解 △：シリンダヘッド開放

2 搭載艇 ※エンジン始動せず

船質：FRP

主要寸法：長さ 4.48m 幅 2.28m 深さ 0.95m

型式：ヤマハ発動機 FOU

機関出力：122PS×6750rpm（船内機 66H）×2

取得年月：平成 12 年 3 月

船舶検査証書有効期限：期限切れ

3 搭載ボート×2台 ※エンジン始動せず

船質：FRP

主要寸法：長さ 2.45m 幅 1.01m 深さ 0.4m

型式：ヤマハ発動機 GP8

機関出力：122PS×6750rpm（船内機 65U）

取得年月：平成 12 年 3 月

船舶検査証書有効期限：期限切れ

4 救助艇

船質：FRP

主要寸法：長さ 8.48m 幅 2.51m 深さ 1.03m

型式：ヤンマー造船 ZG35AP

機関出力：240PS×3000rpm（船内機 6LY-UTZY）

取得年月：平成 12 年 3 月

船舶検査証書有効期限：令和 12 年 2 月 8 日

5 オイルフェンス（巻取機を含む）

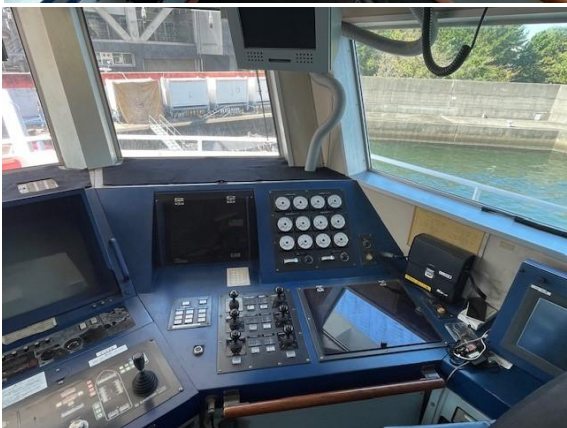


各船舶写真

1 消防艇「まいしま」

船内写真

モニター使用不能



機関室内写真（右舷主機）



機関室内写真（左舷主機）



機関室内写真（右舷補機）



機関室内写真（左舷補機）



※使用不能設備

- ・ 捜索用暗視カメラ
- ・ 右舷船尾昇降機
- ・ 海洋生物付着防止装置
- ・ 空気調和機
- ・ デッキクレーン（搭載艇、水上バイク等で使用）
- ・ マスト起倒用油圧装置
- ・ 風向風速計

2 搭載艇



3 搭載ボート×2台



4 救助艇



船内写真



主機関



案内図



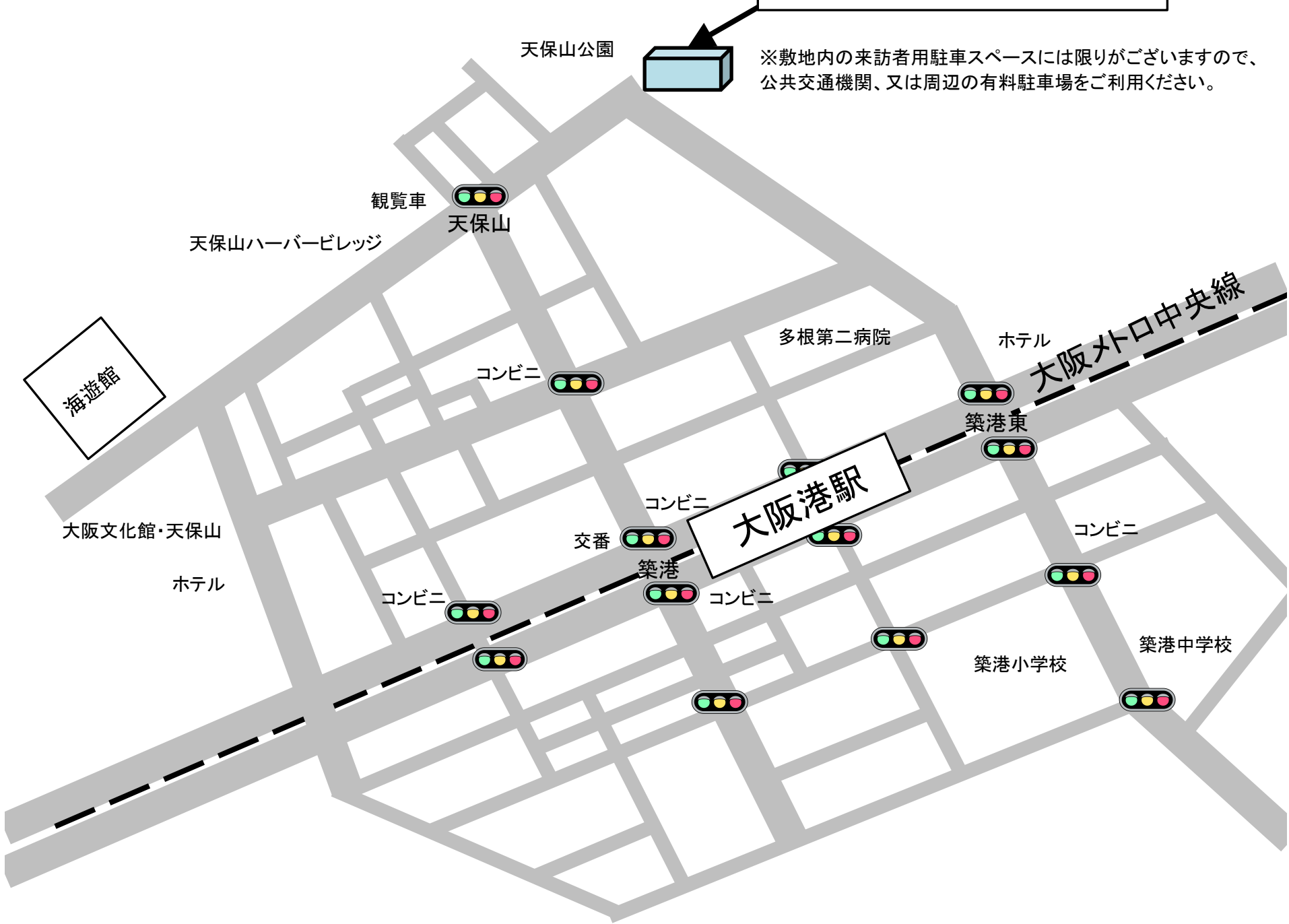
水上消防署

大阪市港区築港3-1-47

【最寄り駅】
大阪メトロ中央線 大阪港駅
徒歩約6分

天保山公園

※敷地内の来訪者用駐車スペースには限りがございますので、公共交通機関、又は周辺の有料駐車場をご利用ください。



暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例 第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（消防局企画部企画課）に報告しなければならない。

【消防局企画部企画課 連絡先：06-4393-6207】

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由無く公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。